

ト

一定休日ハ日給ヲ給セザルモ會社ニ於テ慰安ノ
方法ヲ講スルコト

一 和田喜一郎ノ復職、富田登美三郎ノ職首ハ保
留スルコト

一 工場主任ハ正副ニ名ヲ置クコト但シ工員ヲ統
御スルニ足ル人材ヲ選フコト

然シ作ラ此ノ交渉モ結局ハ要領ヲ得ナリニカ故ニ

一 員ハ聯合會幹部ト會見シ具サニソノ希望條件ヲ
聽取之タル後、左記要求案ヲ提出シテ三十一日更ニ
會社ト交渉ヲ開始セリ。曰ク、

一 今更ノ職首者ハ本問題ノ犠牲者タルカ故ニ本
問題ノ解決ルトキハ無條件復職セシムルコ
ト

一 作業分量ハ大正十二年三月十六十三兩日ノ以
來高ク以テ標準トス